

平成 29 年度スローエアロビック普及支援事業 〔 第 2 次募集要項 〕

1. 主旨

この度は、平成 29 年度のスローエアロビック普及支援事業の第 2 次募集を下記の通り行います。
この支援事業を通じて生涯エアロビックの推進とエアロビック愛好者の拡大、県連盟活動の活性化を図るものとします。以下はその実施と申請に係る内容です。

2. 普及支援事業の概要

(1) 普及支援の対象団体、指導者

- ①JAF 加盟の都道府県エアロビック連盟（年会費未納の場合は除く）
 - ②JAF 認定の競技エアロビック登録クラブ
 - ③JAF 有資格者でスローエアロビック普及員修了証の保有者
 - ④上記対象の他、JAF が特に認める団体（JAF 認定校・承認校、自治体等）
- ※②③の対象は、当該地区の県連盟を通じての申請となります。

(2) 事業の内容

①普及支援の対象事業

- ・スローエアロビックの普及を目的とした事業であること。
対象事業の詳細は、P4 の「添付資料 1」を参照してください。
- ・他団体からの謝金、助成金等との併用はできませんので注意してください。

②事業選択と支援限度額

- ・事業内容を選択して、事業別に事業計画書と収支計画書を提出してください。
- ・実施する事業内容は、複数申請しても構いません。
- ・各県連盟の支援限度額は 20 万円（税別）までとします。
- ・事業内容別の対象経費および支援限度額は、P5・P6 の「添付資料 2」を参照してください。

(3) 対象とならない経費

- ・県連盟名で領収書のない（とれない）経費
- ・P5・P6 の対象経費以外の経費
- ・その他、JAF が対象経費として適当でないと判断した経費

(4) 事業の実施期間

- ・平成 29 年 8 月から平成 30 年 2 月末までに実施する事業。
※平成 30 年度の普及支援事業は、平成 30 年 3 月に発表予定です。

(5) 事業の申請と報告

①事業の申請・受付

■申請期間：

- ・県連盟は、県連盟事業の他、JAF 有資格者、競技エアロビック登録クラブの事業を取りまとめて申請してください。

□第 2 次募集：平成 29 年 8 月 10 日(木)～9 月 30 日(土)

■申請書類：

- ・申請は事業別に別紙の「事業計画書・収支計画書」を郵送で提出してください。
- ・事業計画書は県連盟の代表者印を押印したものを提出してください。
- ・申請を受理した事業は、JAF より支援金の「内定書」をお送りします。

②事業の報告

- ・県連盟で取りまとめて、事業終了後2週間以内に報告してください。(厳守)
※2週間以内に報告できない場合は、事前にご相談ください。それ以外は支援対象外となりますのでご注意ください。
- ・事業別に別紙の事業報告書、収支報告書を郵送で提出してください。
- ・事業報告書は県連盟の代表者印を押印したものを提出してください。
- ・報告の際、必ず次の資料を添付してください。

□実施内容が判るもの(チラシ、写真等)

□講習・研修事業の場合は参加者名簿

□県連盟宛て領収書のコピー

③申請・報告の書式

- ・実施・募集要項及び申請、報告に関する書式は、JAF ホームページまたは検索で「スローエアロビック」→「日本エアロビック連盟」→「都道府県連盟用資料」からダウンロードしてご利用ください。

(6) 事業支援金の支払い

- ・事業支援金のお支払いは、原則として精算払いとなります。
- ・事業終了後、報告書に基づいて内容を精査の上、JAF より支援金の「確定書」を発行します。
- ・確定書発行後、県連盟は2週間以内に確定額の請求書を発行してJAF にお送りください。
期間を過ぎた請求書の発行は支援対象外となりますのでご注意ください。
- ・毎月末締め、翌月20日に支援金をお支払いします。

3. 事業の主催、主管、後援

- ・各事業を推進するにあたって、主催、後援、特別協賛の例は次の通りです。
- ・チラシ、開催要項を作成する場合は、その旨を必ず記載してください。

主催：都道府県エアロビック連盟又は実施団体 後援：公益社団法人日本エアロビック連盟、〇〇県、〇〇体育協会、〇〇教育委員会等 特別協賛：スズキ株式会社
--

4. 安全管理

- ・各事業を推進するにあたって、JAF は支援以外の一切の責任を負いません。実施団体は安全管理にくれぐれも配慮してすすめてください。
- ・派遣事業の場合は、派遣先の保険を適用するか、実施団体で保険加入をしてください。

5. 事業推進の留意点

(1) 重点事業

- ・ 29年度は、支援対象事業(P4)の「教室事業」を優先して普及をすすめてください。

(2) 情報発信と自治体等との連携

- ・ マスコミの活用を図るとともに、地元自治体、体育協会、学校、総合型クラブ、フィットネスクラブ、企業等と連携した事業展開をすすめてください。

(3) 確実に成果に繋がる計画

- ・ 本支援事業を有効に活用して、スローエアロビック普及や県連盟活動の活性化に繋がるよう事業をすすめてください。

(4) 指導者の公平な起用

- ・ 各事業は一部の指導者に偏らないよう公平に起用して行ってください。
- ・ 県内指導者のニーズをできる限り反映して事業を計画してください。

(5) 事業報告・請求書発行の期限の厳守

- ・ 実施した事業報告、請求書発行の業務は2週間以内を厳守してください。

6. その他

- ・ 本申請及び実施要項は途中で一部変更することがありますので、ご注意ください。
変更、追加事項がありましたら各県連盟にメールでお知らせします。
- ・ スローエアロビックに関する各種情報は、JAF ホームページの他、季刊誌スマイル、スローエアロビック LETTER 等をご覧ください。

以上、不明な点がありましたら事前に下記担当までご相談ください。

(担当・お問合せ)

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-7-10 クレストワン 3F

TEL:03-5796-7523 FAX:03-5796-7527

島貫 啓 E-mail: shima@aerobic.or.jp

出原道子 E-mail: dehara@aerobic.or.jp

【添付資料 1】

対象となる事業内容（例）

実施事業	内 容
<p>教室事業 (重点事業)</p>	<p>【目的】 定期的、継続的に行うスローエアロビック指導 【内容】 講座、レッスンとして一定回数（期間）継続して行う事業 ・ 1回 30～90分程度の指導 ・ 事業単位は、4回以上 ・ 定員 15人以上 【対象】 主に地域住民(中高年層)、老人福祉施設の利用者・スタッフ等 【定員】 15名以上 【その他】 ・参加者が20名以上の場合はアシスタント1名の派遣可 ・参加費は無料又は有料（有料の場合は実施団体が収納可） ・アンケートの実施（必須） ・申請、報告は、1事業毎で行う</p>
<p>講習・研修事業</p>	<p>【目的】 スローエアロビック普及員の養成、スキルアップ ※養成の場合は「講習会」、スキルアップ等の場合は「研修会」を使用 【内容】 講義、実技含む2～4時間程度の事業 【対象】 エアロビック指導者、スポーツ指導者、フィットネス指導者、 レク指導者、スポーツ推進員、福祉施設従事者等 【定員】 20人以上 【教材】 参考資料、チラシ、修了証は受講者分 JAF から無償提供 【その他】 ・1事業の支援限度額は7～15万円まで ・ JAF 資格更新研修会の組み合わせは不可(※) ・参加費は無料又は有料（有料の場合は実施団体が収納可） ・報告時に参加者名簿を提出 ・申請・報告は、1事業毎で行う</p>
<p>体験指導事業</p>	<p>【目的】 普及啓発を目的に体験的に行うスローエアロビック指導 【内容】 単発的または複数回行う事業 ・ 15～60分程度の指導 ・参加者が多い場合はアシスタント1名の派遣可 【対象】 学校、総合型地域スポーツクラブ、老人福祉施設、企業、地域活動等 【その他】 ・事業単位は、1ヶ所あたり3回以内 ・申請、報告は3ヶ月単位でまとめて行う</p>
<p>大会複合事業</p>	<p>【目的】 大会等イベントの一環として行うスローエアロビック指導 【内容】 大会参加者、観覧者を対象に体験を目的として行う指導やデモンストレーション ・ 1回当たり 15～60分程度の指導 ・参加者が多い場合はアシスタント1名の派遣可 ・デモンストレーション演技の実施 【その他】 ・申請、報告は3ヶ月単位でまとめて行う</p>
<p>その他事業</p>	<p>・実施団体が普及に資する創意工夫ある実施事業 ・上記事業形態に合わせて支援を算定</p>

【添付資料2】

対象経費一覧

1. 教室事業（4回以上、15名規模）

対象経費	摘 要（金額:税込）
会場費	会場使用料、設備使用料の実費
指導謝金	教室指導の謝金 ①30分の場合 3,000円/人（交通費含む） ②60分の場合 5,000円/人（交通費含む） ③90分の場合 8,000円/人（交通費含む）
アシスタント指導謝金 （参加者20名以上のみ）	教室指導のアシスタント謝金 ①30分の場合 1,500円/人（交通費含む） ②60分の場合 3,000円/人（交通費含む）
広告費	広告、チラシ作成費、上限30,000円まで（※要相談）
消耗品費	資料コピー代等として実費
通信費	郵送料、切手代等として実費
保険料	傷害保険料等として実費（※実施団体が加入する場合）
県連盟管理費	指導者、アシスタント派遣1回当たり1人1,000円 （@1,000円×派遣人数×派遣回数） ※領収書は不要
その他	上記以外に本部が認める経費

【備考】

- ・県連盟管理費以外の対象経費は、全て県連盟宛での領収書が必要です。
- ・広告、チラシを作成費は要相談とし、JAFと協議の上決定します。
- ・申請・報告は1事業毎に行ってください。

2. 講習・研修事業

（金額単位:税込）

対象経費	摘 要
会場費	会場使用料、設備使用料の実費
講師謝金	60分当たり 8,000円/人 講師は上限2名までとする
講師交通費、宿泊費	交通費、宿泊費の実費
運営スタッフ日当	スタッフ日当 4,000円/人（交通費含む）、上限5名までとする
弁当代	講習会、研修会のスタッフ弁当、茶課代等 1,000円/人まで
広告費	看板、広告、チラシ作成費、上限50,000円まで（※要相談）
消耗品費	資料コピー代等として実費
通信費	郵送料、切手代等として実費
保険料	傷害保険料等として実費（※JAFが加入）
県連盟管理費	無料開催の場合は30,000円（※定額、領収書不要） ・ <u>有料開催の場合は対象外</u> ・ <u>集客が10名以下の場合は対象外</u>
その他の経費	上記以外に本部が認める経費

【備考】

- ・ 上記の支援限度額は総額 15 万円までとします。
- ・ 参加者が 10 名以下は、支援限度額は総額 7 万円までとします。
- ・ 日当の目安は 4h 以上、4h 以内は半日手当とします。
- ・ 県連盟管理費以外の対象経費には、全て県連盟宛ての領収書が必要です。
- ・ 原則として講習・研修型の事業は、JAF が保険加入します。
- ・ 申請・報告は 1 事業毎に行ってください。

3. 体験指導事業、大会複合事業

(金額単位:税込)

対象経費	摘 要
会場費	会場使用料、設備使用料の実費
指導謝金	体験指導、大会複合指導の指導謝金 ①30 分の場合 3,000 円/人 (交通費含) ②60 分の場合 5,000 円/人 (交通費含)
アシスタント指導謝金	体験指導、大会複合指導のアシスタント指導謝金 ①30 分以内の場合 1,500 円/人 (交通費含) ②60 分の場合 3,000 円/人 (交通費含)
デモンストレーター謝金	大会等でのデモンストレーターの謝金 2,000 円/人(交通費含)
広告費	広告、チラシ作成費等、上限 30,000 円まで (※要相談)
消耗品費	資料コピー代等として実費
通信費	郵送料、切手代等として実費
保険料	傷害保険料等として実費 (※実施団体が加入する場合)
県連盟管理費	指導者、アシスタント派遣 1 回当たり 1 人 1,000 円 (@1,000 円×派遣人数×派遣回数) ※領収書は不要
その他	上記以外に本部が認める経費

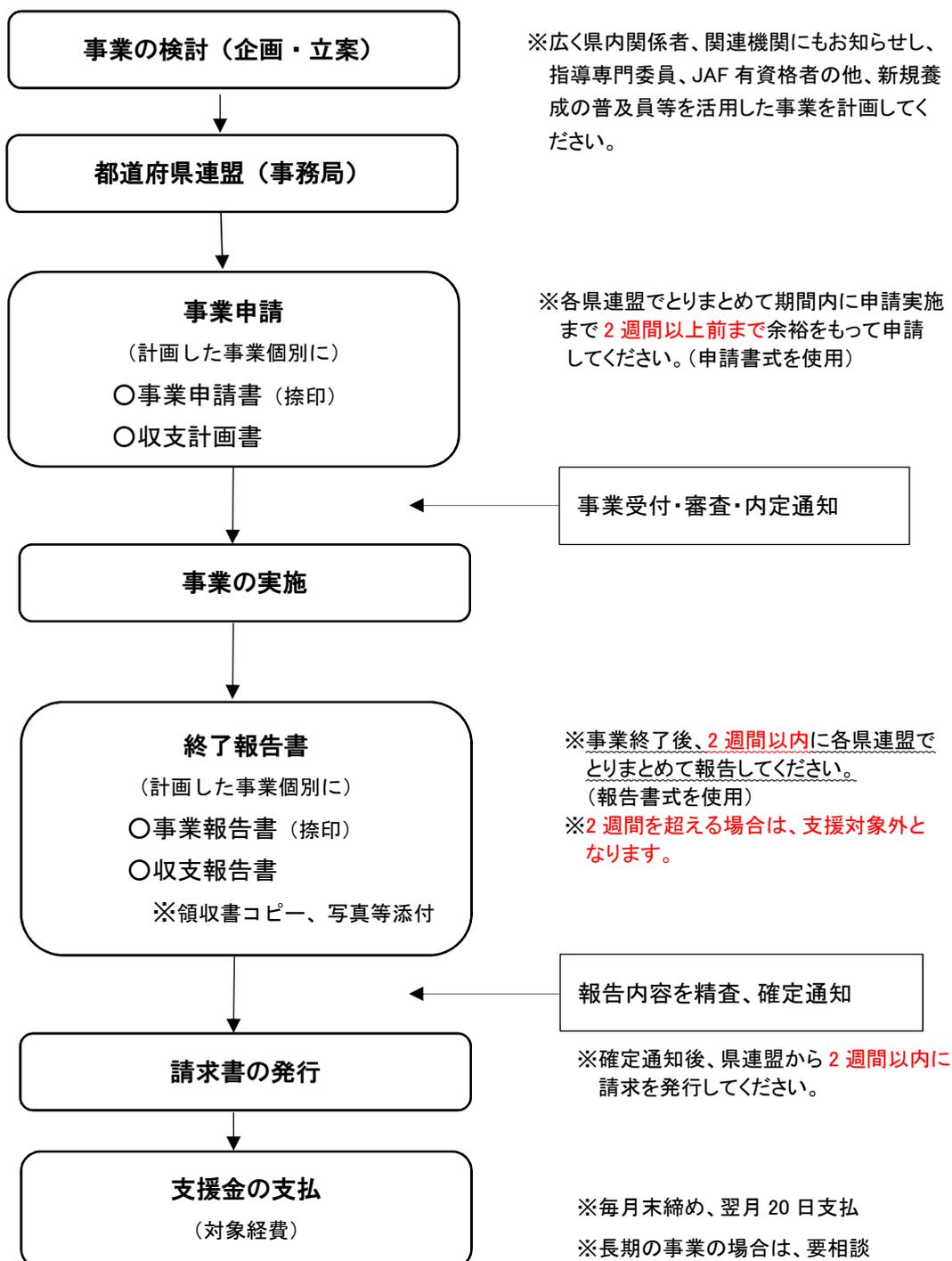
【備考】

- ・ 県連盟管理費以外の対象経費は、全て県連盟宛ての領収書が必要です。
- ・ 申請・報告は 3 ヶ月程度まとめて行ってください。

【添付資料3】

支援事業の手続きについて（申請・報告フロー）

支援事業の一連の手続きフローは、下記の通りとなります。
申請・報告・請求の期限（2週間）は必ず遵守してください。



以上

【添付資料4】

支援事業のチラシ制作について

スローエアロビック普及支援事業の講習会、研修会等において、告知チラシを作成する場合、下記の見本を参照して作成してください。

なお、チラシは「スローエアロビック」のロゴを使用し、チラシ内に特別協賛のスズキ株式会社の社名を必ず掲載してください。

〔チラシ見本〕

スローエアロビック
普及員養成講習会

共催：NPO法人奥州市体育協会（会社）日本エアロビック連盟
後援：奥州市 奥州市教育委員会（申請中）
特別協賛：スズキ株式会社

奥州市体育協会と日本エアロビック連盟では、各種運動指導者の皆さんを対象に「スローエアロビック普及員養成講習会」を開催いたします。
スローエアロビックは、「いつでも」「どこでも」「だれにでも」挑戦にできる軽運動です。
高齢社会への貢献活動として、健康寿命を延ばすお手伝いとしてスローエアロビックを開催いたします。この講習会ではスローエアロビックの指導法と理解を目的に開催いたします。お問い合わせの上に参加ください。

平成27年8月30日(日)
総合体育館さんりーな武道場
奥州市大池2250

定員 100名
(先着順)

■主催者
各種スポーツ指導者/健康運動指導者/スポーツ推進委員/
福祉団体従事者/その他受講を希望される方

■申し込み方法
申込書に必要事項を記入し、下記のとおり先まで
FAXもしくはPCアドレスへお申込みください。

■講師料
8:30 受付
9:00~12:00 スローエアロビックの指導法
(講義/実技)

■参加費
無料(CD・DVD販売1000円、希望者に販売)

■その他
参加者全員に「スローエアロビック普及員としての
養成講習会修了証」を授与

申込先：〒436-0043 奥州市大池2250 NPO法人奥州市体育協会
FAX：0537-61-1911
PCアドレス：msl@kakespo.com

平成27年8月1日(土)より受付開始

■問い合わせ NPO法人奥州市体育協会 担当：事業課
TEL：0537-61-1910

お 申 込 書			
お 名 前		性別	男・女
ご 住 所	〒		
ご 職 業			
電話・FAX	電話	FAX	

〔ロゴ見本〕



【チラシ制作概要】

(サイズ) A4判縦

(価格例) 14,000円(200部、送料込みの目安)

※レイアウト等が異なる場合は、追加料金となります。

(制作期間) 入稿から2週間程度(校正状況により)

【制作会社】

会社名：株式会社ビー・シー・シー

〒105-6144 東京港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル14F

TEL:03-3435-5487 FAX:03-3437-1988

担 当：営業部 渡辺 洋介 E-mail:watanabe@bccweb.co.jp

※「日本エアロビック連盟の紹介」とお伝えください。

【添付資料 5】

Q & A

Q 1 : 週 1 回のレッスンで簡単な高齢者体操を指導しています。このレッスンに「スローエアロビック」を取り入れたいと思います。支援の対象になりますか？

A 1 : 別途に謝金をいただいている教室やレッスンに「スローエアロビック」のプログラムを取り入れても支援対象になりませんが、ぜひ、対象者に合わせて積極的に導入を図ってください。新規に参加者を募集し、別枠で体験レッスンやボランティアで教室を開催する場合は支援対象となります。

Q 2 : カルチャースクール(読書クラブ)の参加者を対象に指導を頼まれました。時間は 10 分ですが、支援対象になりませんか？

A 2 : 対象となります。謝金は体験指導事業として交通費込みで 3,000 円です。

Q 3 : 県や他の団体から運動指導者対象の研修会を頼まれました。支援対象となりますか？

A 3 : 依頼先から謝金が支払われる場合は対象外ですが、資料等の提供は可能です。また謝金が支払われないボランティアの場合は支援金の対象となります。

Q 4 : 普及員養成の講習会や研修会で 15 万円以上の経費がかかってしまいそうです。他の事業の予定がないので、経費全額をカバーしてもらえませんか？

A 4 : 支援額は 15 万円までとなります。参加料等でカバーできるよう計画してください。
なお、参加者が 10 名以下の場合、支援額は 7 万円までとなります。また、県連盟管理費も対象外となりますのでご注意ください。

Q 5 : 申請した事業内容が実行できなくなりました。どうすればよいですか？

A 5 : **体験指導・大会複合事業以外は書面で事前に変更届を提出してください。**

Q 6 : 実施期間の長い事業のため、指導者への支払いが高額になり、支払いが心配です。事業途中でも支援金をいただけますか？

A 6 : はい、大丈夫です。実績分の収支報告書と領収書コピーを提出していただければ翌月 20 日にお支払いします。残りの分についても同様です。

Q 7 : 事業申請は計画が決定次第、その都度、提出してもよいですか？

A 7 : なるべく決定しているか予定している同一の事業をまとめていただくと助かります。

体験指導・大会複合事業は 3 ヶ月分をまとめて申請、報告してください。

Q 8 : 競技会系のイベントにスローエアロビックのデモを計画したいと思います。会場費や音響施設

の経費は支援対象ですか？

A 8：対象外です。対象となるのは指導者とデモンストレーターの謝金だけです。

Q 9：スローエアロビックをオリジナルで作成し、ご当地プログラムとして普及したいと思います。
制作費は支援金の対象となりますか？

A 9：その他の事業となります。支出項目が明確に分かるように事業申請を行ってください。申請時に詳細をご相談させていただきます。

Q10：研修・講習の講師交通費で、車を利用する場合の交通費計算はどのようにしたらいいのでしょうか？

A10：車のガソリン代、高速代、タクシー代は対象外です。原則として交通費の対象は自宅最寄駅から会場最寄駅の公共交通機関（バス、鉄道等）だけです。

タクシーを利用しなければならない場合は、報告書にその理由を明記して領収証を添付してください。

Q11：保険の加入は、どのようにしたらいいのでしょうか。

A11：講習会、研修会は JAF が加入します。教室、サロン、体験指導等の事業の場合は、原則として派遣先（施設等）の保険を適用するか、県連盟で保険加入を行ってください。